（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十五条の五　法第三十三条の五の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。 一～九　（略） 十　介護保険法第八条第二十八項に規定する介護保健施設サービスを行う者 十一　介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院サービスを行う者 十二～十六　（略）	**第十五条の五**　法第三十三条の五の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。 一～九　（略） 十　介護保険法第八条第二十八項に規定する介護保健施設サービスを行う者 （新設） 十一～十五　（略）

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第十六条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第五条の五**　法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～十二　（略） （令第二十九条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第二十七条の十二**　令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～十一　（略） （令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第二十七条の十五**　令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。 一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～八　（略） 2　（略）	（法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第五条の五**　法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～十二　（略） （令第二十九条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第二十七条の十二**　令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～十一　（略） （令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第二十七条の十五**　令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。 一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～八　（略） 2　（略）